

【35用 語】

【焼印…やきいん】火で熱して物に押す金属製の印、またその押し
た痕、焼き判、ここでは焼き印を押しした職人の鑑札をさす。

【運上…うんじょう】漁獵・林業・商業などに従事する者に課した
一種の營業税、一定の税率で賦課した点が「冥加」(みよう
が)との違い。

【違背…いはい】命令・規則などに背くこと、違反

【上納…じょうのう】年貢・金銭・物品などを領主に納めること

【過料…かりょう】刑罰の一つ、比較的軽い罪に対し錢貨で償わせ
た。罰金

【急度…きつと】きびしく、しつかりと、必ず、間違いなく、たし
かに

【川通…かわどおり】前橋藩酒井氏の所領区分の一つ。前橋城下か
ら利根川左岸を経て片品川左岸へ抜ける地域の総称。

【堰方…せきかた】河川・用水等の堰を保全管理すること

【35解 説】

近世の上野国には隣接する越後・信濃国などから大工・杜氏・
石工など多くの旅稼ぎ職人が流入していた。このうち信州高遠
の石工は、はじめは冬季の作間稼ぎであったが、次第に年間を
通して旅稼ぎを行うようになり、県内各地に石仏や燈籠など数
多くの石造物を残している。この石工と並んで数多く流入した
職人の中に、越後国三島郡や刈羽郡出身の大工がいた。彼らは
三国峠を越えて利根郡の沼田藩領や勢多郡の前橋藩領の村々に
入り込み、各村の定宿に逗留しながら周辺の村々で大工稼ぎを
行っていた。

本文書は寛政十一年(一七九九)九月、越後国出雲崎の甚五
郎が勢多郡森下村(現、利根郡昭和村)の定宿に泊まり込んで
大工稼ぎをする際、森下村役人らが前橋藩堰方役所に出した鑑
札の拝借証文である。なお、このような手続は地元の村役人や
定宿で行い、職人が仕事を終えて帰国する時は鑑札を返納する
ことになっていたようである。